

# 山梨県公報

号外第六十一号

平成十八年

十月十九日

木 曜 日

## 目 次

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例	四
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県消防学校設置条例の一部を改正する条例	六
山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	六
山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	六
山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	七
山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例	七
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	八
山梨県立考古博物館設置及び管理条例等の一部を改正する条例	八
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	九

## 条例のあらまし

- 1 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(条例第五十一号)(健康増進課)  
障害者自立支援法第五条第一項の障害福祉サービス事業に関する業務を行う施設を設置することとした。
- 2 1の施設の名称及び位置を次のとおりとすることとした。  
(一) 名称 山梨県立あゆみの家  
(二) 位置 韮崎市
- 3 あゆみの家の業務を次のとおりとすることとした。  
(一) 次の事業のうち精神障害者に係るものに関する業務  
短期入所を行う事業  
自立訓練を行う事業  
(2)の事業を利用する者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事

4 の介護その他の便宜を供与する事業  
あゆみの家の管理について次の事項を定めることとした。

- (一) 指定管理者による管理
- (二) 指定管理者が行う業務の範囲
- (三) 指定管理者の指定の手続
- (四) 利用料金
- (五) 事業報告書の作成及び提出

5 経過措置として、施行日前においても4(一)及び(三)の例により指定管理者の指定の手続を行うことができることとした。

6 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、5については、公布の日から施行することとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(職業能力開発課)

- 1 職業能力開発促進法の一部改正にかんがみ、山梨県職業能力開発審議会について知事が任意に設置する附属機関として規定することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(市町村課)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日から施行することとした。

山梨県消防学校設置条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(消防防災課)

- 1 消防組織法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(人事課)

- 1 職員の不祥事件に対する措置の一環として、次のとおり所要の改正を行うこととした。  
(一) 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正  
平成十八年十一月一日から平成十九年一月三十一日までの期間(二)において「減額期間」という。)に係る知事の給料月額を百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とすることとした。  
(二) 山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正

減額期間において、山梨県知事等の給料の特例に関する条例により減額することとなる知事の給料月額を(一)により減額した後の給料月額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
**山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第五十六号)(長寿社会課)

1 老人福祉法等の一部改正にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 県立青い鳥福祉センターの業務に次の事業に関する業務を加えることとした。

(1) 特定施設入居者生活介護を行う事業

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業

(二) (一)の事業に係る利用料金を介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とすることとした。

2 この条例は、平成十八年十一月一日から施行することとした。

**山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第五十七号)(青少年課)

1 県立青少年センターのプールの利用の促進を図るため、三月間及び六月間の定額での利用を可能とし、その限度額を次のとおり定めることとした。

区 分	定期利用料金限度額	
	三 月 間	六 月 間
一般及び大学生	一人 八、二八〇円	一人 一六、五六〇円
高校生、中学生及び小学生	一人 六〇〇円	一人 一、二〇〇円

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第五十八号)(花き農水産課)

1 県立富士湧水の里水族館の利用の促進を図るため、一年間の定額での利用を可能とし、その入館料を次のとおり定めることとした。

区 分	定期入館料
区 分	定期入館料

一般、大学生及び高校生

一人につき 一、二〇〇円

中学生及び小学生

一人につき 六〇〇円

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県都市公園条例の一部を改正する条例**(条例第五十九号)(都市計画課)

1 笛吹川フルーツ公園の温室・展示室の利用の促進を図るため、一年間の定額での利用を可能とし、その限度額を次のとおり定めることとした。

区 分	定期利用料金限度額
一般、大学生及び高校生	一人につき 八〇〇円
中学生及び小学生	一人につき 四〇〇円

2 森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場の利用の促進を図るため、三月間の定額での利用を可能とし、その限度額を次のとおり定めることとした。

区 分	定期利用料金限度額
一般及び大学生	一人につき 五、七六〇円
高校生	一人につき 二、八八〇円
中学生以下	一人につき 一、三三〇円

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県立考古博物館設置及び管理条例等の一部を改正する条例**(条例第六十号)(教育庁学術文化財課)

1 県立考古博物館の利用の促進を図るため、常設の展示及び特別の企画による展示の一年間の定額での観覧を可能とし、その観覧料を次のとおり定めることとした。

区 分	観覧料
区 分	観覧料

大学生 一般	一人 一、三〇〇円
小学生 中学生 高校生	一人 五〇〇円

2 県立文学館の利用の促進を図るため、常設の展示及び特別の企画による展示の一年間の定額での観覧を可能とし、その観覧料を次のとおり定めることとした。

区 分	観 覧 料
一般	一人 一、五〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	一人 七五〇円
小・中学校の児童及び生徒	一人 五〇〇円

3 県立博物館の利用の促進を図るため、常設の展示及び特別の企画による展示の一年間の定額での観覧を可能とし、その観覧料を次のとおり定めることとした。

区 分	観 覧 料
一般	一人につき 二、〇〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	一人につき 一、〇〇〇円
中学校の生徒及び小学校の児童	一人につき 五〇〇円

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県警察組織条例の一部を改正する条例**（条例第六十一号）（警察本部警務課）

- 1 笛吹警察署の管轄区域について、字の名称変更に伴う規定の整備を行うこととした。
- 2 市町村合併の進展に対応し、警察力を効果的かつ効率的に行使するため、警察署の再編整備を行い、その名称、位置及び管轄区域を次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	管 轄 区 域
山梨県甲府警察署	甲府市	甲府市北部
山梨県南甲府警察署	甲府市	甲府市南部、中央市及び昭和町
山梨県南アルプス警察署	南アルプス市	南アルプス市
山梨県韮崎警察署	韮崎市	韮崎市及び甲斐市
山梨県北杜警察署	北杜市	北杜市
山梨県皷沢警察署	増穂町	市川三郷町、増穂町及び皷沢町
山梨県南部警察署	南部町	早川町、身延町（本栖湖区域を除く。）及び南部町
山梨県笛吹警察署	笛吹市	笛吹市
山梨県日下部警察署	山梨市	山梨市及び甲州市
山梨県富士吉田警察署	富士吉田市	富士吉田市、身延町（本栖湖区域に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
山梨県大月警察署	大月市	都留市、大月市、道志村及び西桂町
山梨県上野原警察署	上野原市	上野原市、小菅村及び丹波山村

3 2の改正に伴い、山梨県警察署協議会条例について次のとおり所要の改正を行うこととした。

- 3 (一) 次の表の上欄に掲げる警察署協議会の委員の定数について同表の中欄に掲げる人

数をそれぞれ同表の下欄に掲げる人数に改めることとした。

山梨県南アルプス警察署協議会	六人以上	七人以上
山梨県韭崎警察署協議会	五人以内	一〇人以上
山梨県笛吹警察署協議会	五人以内	七人以上
山梨県日下部警察署協議会	五人以内	八人以上
山梨県富士吉田警察署協議会	八人以上	九人以上
山梨県大月警察署協議会	五人以内	七人以上

- (二) 山梨県市川警察署協議会、山梨県塩山警察署協議会及び山梨県都留警察署協議会を廃止することとした。
- (三) 警察署協議会の名称を「山梨県長坂警察署協議会」から「山梨県北杜警察署協議会」に改めることとした。
- (四) 警察署協議会の委員の任期の特例として、平成十九年三月三十一日において警察署協議会の委員である者の任期は、その日に満了することとした。
- 4 この条例中1については公布の日から、2及び3については平成十九年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例をここに公布する。  
平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第五十一号

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例

(設置)

**第一条** 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五  
条第一項の障害福祉サービス事業に関する業務を行う施設を設置する。  
(名称及び位置)

**第二条** 前条に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立あゆみの家  
位置 韭崎市  
(業務)

**第三条** 山梨県立あゆみの家（以下「あゆみの家」という。）は、次に掲げる事業のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者に係るものに関する業務を行うものとする。

- 一 法第五条第八項の短期入所を行う事業
- 二 法第五条第十三項の自立訓練を行う事業
- 三 前号に掲げる事業を利用する者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の規則で定める便宜を供与する事業

(指定管理者による管理)

**第四条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）にあゆみの家の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第五条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
  - 二 第三条に規定する業務
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

**第六条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、あゆみの家の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、あゆみの家の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、あゆみの家の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用料金)

第七條 あゆみの家を利用した者（その者が法第五條第八項の短期入所を行う事業を利用した者のうち十八歳未満のものである場合にあつては、その保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の保護者をいう。）。第三項において同じ。）は、法第二十九條第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同條第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。  
3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事があゆみの家を利用した者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（事業報告書の作成及び提出）  
第八條 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五條各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 あゆみの家の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、あゆみの家の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

（委任）  
第九條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- （施行期日）  
1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）  
2 知事は、この条例の施行の前においても、第四條及び第六條の規定の例により、あゆみの家の管理に関し、地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「山梨県大規模小売店舗立地審議会」を「山梨県大規模小売店舗立地山梨県職業能力開発審議会  
審議会  
に改める。

第三条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。  
別表第一第一号の表山梨県大規模小売店舗立地審議会の項の次に次のように加える。

山梨県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務	十五人以内	一 関係行政機関の職員 二 労働者を代表する者 三 事業主を代表する者 四 学識経験のある者	二年
--------------	--	-------	---	----

別表第二第一号の表山梨県職業能力開発審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十三号  
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表中二十二の項を削り、二十二の二の項を二十二の項とし、二十二の三の項

を二十二の二の項とし、同項の次に次のように加える。

二十二の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
 （平成十八年法律第九十一号）第十六条第三項の規定による指導及び  
 助言

各市（甲府市を除く。）

**附則**

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

山梨県消防学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十四号**

山梨県消防学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県消防学校設置条例（昭和四十年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条」を「第五十一条」に、「訓練を行なう」を「教育訓練を行う」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十五号**

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正）

**第一条** 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 平成十八年十一月一日から平成十九年一月三十一日までの期間に係る知事の給料

月額額は、第二条の規定にかかわらず、百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

（山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** 山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成十八年十一月一日から平成十九年一月三十一日までの間における特例）

3 平成十八年十一月一日から平成十九年一月三十一日までの間においては、第一条中「別表の給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第七項」と、「同表知事の項」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十六号**

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和五十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「係るもの」の下に、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第十一項の特定施設入居者生活介護を行う事業並びに同法第八條の二第十一項の介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業」を加える。

第七条第一項の表に次のように加える。

<p>三 介護保険法第八條第十一項の特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者</p>	<p>介護保険法第四十一条第四項第二号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p>
<p>四 介護保険法第八條の二第十一項の介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者</p>	<p>介護保険法第五十三條第二項第二号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p>

**附則**

この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十七号**

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年センター設置及び管理条例（昭和四十五年山梨県条例第三十九号）の

一部を次のように改正する。

別表第一号を次に改める。

一 体育施設の利用料金の限度額

イ 競技会又は運動会以外のために体育施設を利用する場合

区 分	利用料金		定期利用料金	
	個人	団体	三月間	六月間
一般及び大学生	一人一回 一、三三〇円	一人一回 一、一〇〇円	一人 八、二八〇円	一人 一六、五六〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一回 五〇〇円	一人一回 三〇〇円	一人 六〇〇円	一人 一、二〇〇円

**備考**

1 体育施設とは、体育館、プール、体育室、トレーニング室、運動場及びテニスコートをいう。

2 体育施設の利用料金の限度額は、体育施設ごとの額とする。

3 定期利用料金（対象となる体育施設は、プールに限る。）は、第八条第一項の承認の日から起算して三月間又は六月間の利用を単位とする。

4 プールの利用は、次に掲げる時間の区分ごとにそれぞれ一回の利用とする。

イ 午前九時から正午まで

ロ 午後一時から午後五時まで

ハ 午後六時から午後九時まで

5 団体とは、二〇人以上をいう。  
ロ 競技会又は運動会のために体育施設を利用する場合

施設区分	使用区分	
	午前九時～午後六時	午後六時～午後九時
体育館、プール、体育室又はテニスコート	一時間 一、三六〇円	一時間 一、八一〇円
運動場	一時間 一、三六〇円	

**備考**

1 体育施設とは、体育館、プール、体育室、運動場及びテニスコートをいう。

2 体育施設の利用料金の限度額は、体育施設ごとの額とする。

3 利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。

4 運動場を利用する場合において、夜間照明を利用するときは、一回につき三、〇六〇円を加算する。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十八号**

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

区 分	入 館 料	
	入 館 料	定期入館料

一般、大学生及び高校生	個人	一人につき 四〇〇円	一人につき 三三〇円	一人につき 一、二〇〇円
中学生及び小学生	個人	一人につき 二〇〇円	一人につき 一六〇円	一人につき 六〇〇円
	団体			

備考

一 団体とは、二十人以上をいう。

二 定期入館料は、第三条の許可の日から起算して一年間の利用を単位とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第五十九号**

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六第七号イを次のように改める。

イ 温室・展示室を利用する場合

施設の名称	利用の区分	利用料金限度額		定期利用料金限度額
		個人	団体	
温室・展示室	一般、大学生及び高校生	一人につき 四〇〇円	一人につき 三三〇円	一人につき 八〇〇円
	中学生及び小学生	一人につき 二〇〇円	一人につき 一六〇円	一人につき 四〇〇円

備考

1 団体とは、二十人以上をいう。

2 定期利用料金は、第十四条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

別表第六第八号を次のように改める。

八 山梨県森林公園金川の森を利用する場合

施設の名称	利用の区分	利用料金限度額	定期利用料金限度額
ターゲットバードゴルフ場	一般及び大学生	一人九ホールにつき 四八〇円	一人につき 五、七六〇円
	高校生	一人九ホールにつき 二四〇円	一人につき 二、八八〇円
	中学生以下	一人九ホールにつき 一一〇円	一人につき 一、三二〇円

備考

1 利用ホール数に九ホール未満の端数があるときは、その端数を九ホールとする。

2 定期利用料金は、第十四条第一項の承認の日から起算して三月間の利用を単位とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立考古博物館設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第六十号**

山梨県立考古博物館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区 分	観 覧 料
大学生 一般	一人 一、三〇〇円
小学生 中学生 高校生	一人 五〇〇円

備考 定期観覧とは、第六条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区 分	観 覧 料
一般	一人 一、五〇〇円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設 の学生及び生徒	一人 七五〇円
小・中学校の児童及び生徒	一人 五〇〇円

備考 定期観覧とは、第六条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)

**第三条** 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区 分	観 覧 料
-----	-------

一般 一人につき 一、〇〇〇円

大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒 一人につき 一、〇〇〇円

中学校の生徒及び小学校の児童 一人につき 五〇〇円

備考 定期観覧とは、第六条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第六十一号**

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県笛吹警察署の項中「及び境川町三柵」を「境川町三柵、芦川町上芦川、芦川町新井原、芦川町中芦川及び芦川町簗宿」に改め、「東八代郡」を削る。

**第二条** 山梨県警察組織条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第五条関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
一 山梨県甲府警察署	甲府市	甲府市(北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、武田一丁目、武田二丁目、武田三丁目、武田四丁目、宮前町、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、美咲一丁目、美咲二丁目、天神町、宝一丁目、宝二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、

<p>二 山梨県南甲 府警察署</p>	<p>甲府市</p>	<p>丸の内三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目、城東五丁目、元紺屋町、愛宕町、東光寺町、東光寺一丁目、東光寺二丁目、東光寺三丁目、善光寺町、善光寺一丁目、善光寺二丁目、善光寺三丁目、砂田町、酒折町、酒折一丁目、酒折二丁目、酒折三丁目、川田町、桜井町、和戸町、横根町、寿町、相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目（街区符号一から六番までの区域に限る。）、青沼一丁目（街区符号二番から六番までの区域に限る。）、若松町、新田町、下飯田一丁目、下飯田二丁目、下飯田三丁目、下飯田四丁目、金竹町、中村町、長松寺町、荒川一丁目、荒川二丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、下石田一丁目、高畑一丁目、高畑二丁目、貢川本町、徳行一丁目、徳行二丁目、徳行三丁目、徳行四丁目、徳行五丁目、富竹一丁目、富竹二丁目、富竹三丁目、富竹四丁目、貢川一丁目、貢川二丁目、下河原町、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、飯田四丁目、飯田五丁目、岩窪町、北新一丁目、北新二丁目、西田町、屋形一丁目、屋形二丁目、屋形三丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、小松町、塩部一丁目、塩部二丁目、塩部三丁目、塩部四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、千塚一丁目、千塚二丁目、千塚三丁目、千塚四丁目、千塚五丁目、音羽町、湯村一丁目、湯村二丁目、湯村三丁目、大和町、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、古府中町、和田町、山宮町、塚原町、羽黒町、上積翠寺町、下積翠寺町、上帯那町、下帯那町、平瀬町、塔岩町、竹日向町、高成町、川窪町、御岳町、高町、猪狩町、草鹿沢町及び黒平町の区域に限る。）</p>
<p>七 山梨県南部 警察署</p>	<p>南巨摩郡南部</p>	<p>伊勢三丁目、伊勢四丁目、朝氣一丁目、朝氣二丁目、朝氣三丁目、幸町、国母一丁目、国母二丁目、国母三丁目、国母四丁目、国母五丁目、国母六丁目、国母七丁目、国母八丁目、上小河原町、上条新居町、古上条町、後屋町、青沼一丁目（街区符号二番から六番までの区域を除く。）、青沼二丁目、青沼三丁目、太田町、湯田一丁目、湯田二丁目、南口町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、里吉一丁目、里吉二丁目、里吉三丁目、里吉四丁目、青葉町、蓬沢一丁目、中小河原二丁目、住吉本町、小瀬町、上今井町、下鍛冶屋町、落合町、西油川町、中小河原町、下小河原町、上町、増坪町、小曲町、下今井町、中町、東下条町、蓬沢町、西高橋町、七沢町、上阿原町、向町、国玉町、里吉町、高室町、大里町、宮原町、堀之内町、西下条町、大津町、右左口町、心経寺町、中畑町、上向山町、下向山町、白井町、上曾根町、下曾根町、梯町及び古閑町の区域に限る。）、中央市及び中巨摩郡昭和町</p>
<p>六 山梨県嶽沢 警察署</p>	<p>南巨摩郡増穂</p>	<p>西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡増穂町及び嶽沢町</p>
<p>五 山梨県北杜 警察署</p>	<p>北杜市</p>	<p>北杜市</p>
<p>四 山梨県斐崎 警察署</p>	<p>斐崎市</p>	<p>斐崎市及び甲斐市</p>
<p>三 山梨県南アルプス警察署</p>	<p>南アルプス市</p>	<p>南アルプス市</p>

	町	を尾根伝いに結んだ線以東の区域(以下「本栖湖区域」という。)を除く。)及び南部町
八 山梨県笛吹警察署	笛吹市	笛吹市
九 山梨県日下部警察署	山梨市	山梨市及び甲州市
十 山梨県富士吉田警察署	富士吉田市	富士吉田市、南巨摩郡身延町(本栖湖区域に限る。)並びに南都留郡忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
十一 山梨県大月警察署	大月市	都留市、大月市並びに南都留郡道志村及び西桂町
十二 山梨県上野原警察署	上野原市	上野原市並びに北都留郡小菅村及び丹波山村

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成十九年四月一日から施行する。

(山梨県警察署協議会条例の一部改正)

2 山梨県警察署協議会条例(平成十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「その」の下に「委員の」を加え、同条第三号中「六人」を「七人」に改め、同条第四号中「五人」を「十人」に改め、同条第五号中「山梨県長坂警察署協議会」を「山梨県北杜警察署協議会」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「五人」を「七人」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「五人」を「八人」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号及び第十二号を削り、同条第十三号中「八人」を「九人」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十四号中「五人」を「七人」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号を同条第十二号とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一

項を加える。

(委員の任期に関する特例)

2 平成十九年三月三十一日において山梨県甲府警察署協議会、山梨県南甲府警察署協議会、山梨県南アルプス警察署協議会、山梨県韮崎警察署協議会、山梨県長坂警察署協議会、山梨県韮沢警察署協議会、山梨県南部警察署協議会、山梨県市川警察署協議会、山梨県笛吹警察署協議会、山梨県日下部警察署協議会、山梨県塩山警察署協議会、山梨県都留警察署協議会、山梨県富士吉田警察署協議会、山梨県大月警察署協議会及び山梨県上野原警察署協議会の委員である者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番